

教育課程連携協議会規程

(目 的)

第1条 この規程は、高知リハビリテーション専門職大学（以下「本学」という。）において、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成及び円滑かつ効果的に実施するために設置する「高知リハビリテーション専門職大学教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）」に関し、必要な基本事項について定める。

(構 成)

第2条 協議会に委員を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する教員、その他の職員
- (2) 本学の教育課程に係る専門職の実務に関して経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員若しくは地域の関係者
- (4) 本学の臨床実務実習に協力する事業者
- (5) 本学の教職員以外のものであって、学長が必要と認める者

(任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(議 長)

第4条 協議会には議長を置き、教務委員長をもって充てる。

(審議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(会 議)

第6条 協議会は、議長が招集する。

- 2 協議会は、原則として前期及び後期に各1回開催するものとする。また、委員の要請等により適宜開催することができる。

(協議員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じ協議員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。ただし、議決に加えることはできない。

(事 務)

第8条 協議会の事務は、事務局においてこれを行う。

(そ の 他)

第9条 協議会の運営にあたり、その他必要な事項については協議会で定める。

附 則

- 1 この規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の施行により、教育課程連携協議会設置規程（平成 31 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

令和8年度 教育課程連携協議会 構成員他

令和8年4月1日現在

<外部構成員>

No.	構成員	区分	現所属・役職名	〒番号	所属先住所
1	森野 勝憲	職業	介護老人保健施設暖流	785-8501	須崎市緑町4番30号
2	福田 裕美子	職業	医療法人治久会 もみのき病院 リハビリテーション科長	780-0952	高知市塚ノ原6-1
3	井上 浩明	職業	社会医療法人 近森会 近森リハビリテーション病院 リハビリテーション部副部長	780-8522	高知市大川筋一丁目1-16
4	太田 美奈子	地域	土佐市 健康づくり課長	781-1101	土佐市高岡町甲1792-1
5	近藤 眞一	協力	特定医療法人防治会 きんろう病院 医師	781-0011	高知市薊野北町3-2-28
6	吉門 直子	その他	土佐市 教育長	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1

<本学 構成員>

No.	構成員	区分	現所属及び役職名
1	篠田 かおり	教職員	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 准教授 (教務委員長)
2	重島 晃史	教職員	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 専攻長 教授
3	有光 一樹	教職員	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 専攻長 准教授
4	吉村 知佐子	教職員	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻 専攻長 教授

<その他>

No.			現所属及び役職名
1	足立 一	オブザーバー	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 教授 学部長兼学科長)
2	渡辺 憲弘	オブザーバー	高知リハビリテーション専門職大学 事務局長
3	西村 直	事務	高知リハビリテーション専門職大学 教務課主監